

第7回消費者契約法専門調査会における

「消費者」概念と「団体」についての前回発言に関する参考資料と補足説明

丸山絵美子

【消費者契約法立法以前】

- ・「団体」あるいは「法人」は、自衛能力・自衛組織を有するとして、消費者としての保護からは外れるといった見解が一方では述べられていた（竹内昭夫「消費者保護」『現代法学全集 52 現代の経済構造と法』（築摩書房 1975 年）14 頁以下、山田卓生「消費者保護法の意義」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座 1 巻総論』（日本評論社 1984 年）17 頁以下）。ただし、いかなる「団体」が一律に消費者概念から外されるべきかは厳密には議論されていなかった。
- ・消費者概念の定義は、「営業」との関連性を中核としたものとなり、「自然人」への限定はありえるが、必ずしも適当ではない。割賦販売法、特商法、製造物責任法は法人を除外していない（大村敦志『消費者法（第4版）』（有斐閣 2011 年）25 頁以下）。

【消費者契約法の「消費者」の解釈】

- ・複数の自然人が当事者となって1つの契約を事業者と締結する場合、すべて「団体」であるとするのは適当ではない。当該共同行為の性質等を考慮して消費者契約法の保護を及ぼすことが適当かの総合的判断となる（落合誠一「消費者契約法」（有斐閣、2001 年）54 頁）。
- ・「自然人」とせずに、わざわざ「個人」という文言を用いているのは、個人と同視できる小会社などの場合は、消費者契約法の類似適用の余地を残す趣旨と解される（斎藤雅弘「消費者契約法の適用範囲」法学セミナー（2000 年）549 号 18 頁以下）。

【ドイツ民法（BGB）における消費者概念と団体】

- ・BGB13 条：消費者とは、自然人であって、主として、その者の営業活動にも、独立的した業活動にも関係しない目的のために法律行為を行うものをいう。
＝解釈：法人、非経済的社団（Idealvereine）、権利能力のある財団（Stiftungen）などは、一律に消費者ではないとされる。それに対し、民法上の組合（GbR）、権利能力なき社団などのメンバーとして取引する場合、その自然人は消費者としての保護を受けられる。つまり、自然人とは、個人として取引をする自然人のみならず、自然人が組合的に団体をなし、その団体のメンバーとして取引に臨む場合も含まれる、他の人と共同して行為したということによって、自然人が消費者性を失うわけではないと解釈される。

【共通参照枠草案】

- ・DCFR I.-1：105(1)「「消費者」とは、自然人であって、主として、自己の商取引、事業又は職業と関係しない目的のために行為するものをいう」

参考）ヨーロッパの消費者概念において「営業、経営活動または専門職業活動以外」などネガティブ型定義が採用されたのは団体のために行った行為にも消費者性を肯定するためであった（角田美穂子「消費者契約法の私法体系上の独自性——10 年の経験と課題」NBL 958 号

(2011 年) 26 頁以下)。

参考) EU 消費者法は、消費者の概念について、「自然人」概念を用いてきた。また、国境を越える取引を扱った欧州私法裁判所の判決は法的安定性を理由に消費者概念を狭く解している。もっとも、加盟国においては、自然人のみならず、法人をも消費者として扱う可能性のある定義を有していた国があったにもかかわらず、完全調和にあたり消費者概念を狭く定義し、自然人概念への限定やその厳格解釈を展開することには批判もある (Micklitz/Reich, EuZW 2009, 279, 281, Staudinger/Kannowski, § 13BGB, Rn31)。

【意見の補足説明】

⇒ 現行法の解釈論としても、複数の自然人が一つの契約の当事者となっている場合については、個人として扱い(「個人」の解釈)、当該行為が、反復継続的な収益活動や資金獲得活動に該当しない限り(「事業」の解釈)、消費者と認定できることを明確化してもよいのではないか。

⇒ 定義規定において明確化する場合には、たとえば、「消費者とは、個人(個人が法人格のない団体のために契約をする場合も含む)であって、主として事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除くものをいう。」などとすることが考えられる。

⇒ さらに、消費者契約法の消費者概念を自然人に限定しないよう、活動内容に着目する形で定義をし直すという判断もあり得るが、その一方で、消費者契約法では自然人に限定する立場を維持しつつ、法人と自然人とで区別すべきではない領域についてはその他の法律によって手当てをしていくという考え方もあり得る(特商法、割販法、民法における約款規制)。